

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和5年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
経営管理課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，午前中に帰庁する場合に必要な日当の減額調整を行っていないことにより，1件1,200円の過払いのものがあつた。	過払いとなつていた1,200円について，返納の処理を令和5年5月15日措置済である。 出張者が医師のため，総務係職員が帳票を作成しているが，出張直前の処理となり，ミスが起こりやすい状態となつたことが原因であつた。 再発防止策として，精算時の日当が正しいかどうか確認を徹底するとともに，院内LANの電子掲示板を活用し，期日に余裕を持ち書類提出するよう職員全体に定期的に周知することとした。	令和5年5月15日
経営管理課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の宿泊費の支給において，対象外としている食費相当額を算定するに当たり，必要な10円未満の端数切捨てを行わなかつた結果，5円を過少に支給しているものがあつた。	過小に支給していた5円について，令和5年5月17日に追給済である。 市の古い通知に基づく必要があるなど，確認内容が細分化しており，食費控除のルール（旭川市職員の旅費の運用について（昭和52年通知職厚第114号））について認識不足であつたことが原因であつた。 再発防止策として，通知等の確認を徹底するとともに，通常と異なる処理（食費控除）を行った場合，事例と根拠通知・法令等について，担当内で情報共有し，知識向上を図ることとした。	令和5年5月17日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 診療費を分割納付としている事案において，債務者から提出を受けている支払誓約書に受付印の押印が漏れているものや，支払誓約書の提出を求めているものがあつた。これらは時効の更新に係る重要な事項であることから，適正な事務処理の徹底を図られたい	支払誓約書の取扱いについて，認識に誤りがあつた。係内勉強会にて未収金対応及び正しい事務処理について共有済みであり，現在は受付印の押印と提出を求めることを徹底している。